

さいたま市告示第 858 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和 7 年 5 月 19 日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市南区曲本三丁目 392 番 1、392 番 2、392 番 3、392 番 4、392 番 5、392 番 6、392 番 7、392 番 8、392 番 9、392 番 10（第二工区）

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

さいたま市南区曲本三丁目 1 番 19 号

土屋 百合子

さいたま市浦和区岸町四丁目 26－15

積水ハウス株式会社 埼玉南支店 支店長 齊藤 啓崇

3 許可番号

令和 7 年 4 月 18 日

第 変 2 S 2 0 2 4 0 1 6 号

4 検査済証番号

令和 7 年 5 月 16 日

第 完 2 S 2 0 2 4 0 1 6 号